

名古屋家庭裁判所委員会（第7回）議事概要

1 日時

平成18年11月10日（金）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室（7階）

3 出席者

（委員）

伊藤委員，奥田委員，坂本委員，武井委員，原委員，松永委員，山口委員，荻原委員，津熊委員，熊田委員，丹羽委員

（事務担当者）

齋藤裁判官，安藤事務局長，菊山首席家庭裁判所調査官，関家事首席書記官，福岡少年首席書記官，小林事務局次長，山崎次席家庭裁判所調査官，村田総務課長，山田少年訟廷管理官，天春総務課課長補佐，玉置総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介（新委員等）

(4) 「活発な裁判所委員会」調査結果報告

(5) 前回の意見交換テーマ「親子の問題について（面接交渉を中心に）」において提示された意見に関し，安藤事務局長から取組状況等を報告

(6) 山崎次席家庭裁判所調査官が家庭裁判所における少年事件の概要を説明

(7) 齋藤裁判官が具体的な少年事件の処理の際の経験を踏まえ少年審判の概要を説明

(8) 意見交換

テーマ「子供の養育に関する問題～家庭における教育機能の低下と少年非行～」について、意見交換を行った。

発言要旨は、別紙のとおり

(9) 次回の意見交換のテーマ設定

「ドメスティック・バイオレンスについて」(案)

(10) 次回期日

平成19年5月22日(予定)

(11) 閉会

(別紙)

(委員長)

本日のテーマに関して御意見をお伺いしたい。

(委員)

犯罪を犯した子供と親の関係について、福祉の観点から見ると、地域力、家庭力が非常に弱くなっていると感じる。家庭の中で、子供の教育とか、助け合い等の力が弱くなっているのを、行政で代わりに行ってほしいという要望もある。できることならば、家庭の中で子供を包み込めるような、寄り添えるようなものが造れることが望ましいと思う。そういうものが造れないと犯罪が生まれてしまうことにもなりかねないので、行政においてもそういうものが家庭に造れるよう努力したいと考えている。しかし、現在は、家庭の中で、子供も高齢者も安心して暮らせるようになっていないと思う。行政機関や司法機関が連携を取って助け合える仕組みを造っていかなければならないと思うが、そのためには、地域の人々の力を借りないといけないと思う。冒頭の担当者からの説明を聞いて、裁判所においても家庭や親子の関係に注目していることが分かった。

(委員)

以前、子供は、両親、兄弟等が年長者へ礼節を尽くしているのを垣間見、その生活態度を真似して成長してきたが、核家族化が進むに連れて、この機会が少なくなった。例えば、親の共働きが増え、家庭内での時間的余裕がなく、親は、子供に命令調で言いつける環境である。故に、家庭外、学校でも敬語が使えない子供が増えている。高度経済成長によって家庭環境の中に余裕と思いやりが減少傾向となってしまった。家庭に帰っても親と一緒に食事をする機会も少なくなった。昔の家庭にあった、思いやりのある暖かい親子関係が薄れている感じさえする。

(委員)

11月7日の朝のテレビを見ていたところ、少年犯罪・非行が多い国として、イギリス等が挙げられており、反対に少ない国としてイタリア等が挙げられていた。

この理由として、イギリスでは親と一緒に食事をする子供が少なく、反対にイタリアでは多いという指摘もあった。言い換えれば親と子の対話の時間がイギリスでは少なく、イタリアでは多いということになるのではないかと思われる。このことから、親と子の対話の時間が長いことが子供の成長にとっては良いことだと思った。

また、核家族が増えていることもあって、親が未熟なためか、家庭の中でのいじめや虐待もあるようだが、三世代が同居する家庭ではうまくいっていると思う。このようなことから、現在、民生委員を中心に、集会所等で母親と幼児を集めてサロンを開いて子供の育て方等について話し合っている。同じように保護司会でも若い母親を集めて子育ての経験者からいろんな話を聞く機会を設けている。

(委員長)

家庭の機能が落ちているのではないかという御意見が多いようであるが、その点についてお伺いしたい。

(委員)

うまくいっている親子関係もあるが、そうでない親子もいて、二極化していると思う。昔の家庭とのギャップが大きいと感じている。

(委員)

経済的に余裕がないため、親が夜も仕事をしていて、子供と一緒に夕食をとれない家庭もある。そういった厳しい環境で生活している家庭では、親も疲れてしまい、子供のことを十分に考えてやれないこともあると思う。個人の努力では限界があるので、地域でサポートする必要があると思う。

(委員長)

家庭内の問題が非行の原因となっている可能性があるという点について御意見をお伺いしたい。

(委員)

名古屋市では虐待死の事例が5年間くらい継続して確認されており、児童相談所では、虐待の通告が年500件くらいある。そういったことから、最近では、虐待

死が起きるような問題を抱えた家庭が増えているように感じている。昔は祖父母や近所の人がサポートしてくれたので、そのようなことが起きることは少なかったと思うが、最近では核家族化や近所付き合いの希薄さ等から親をサポートする環境が以前より低下していると思う。

(委員)

子供の虐待が多いということには同感だが、虐待は本当に増えているのかとも思う。子供を虐待をしている親自身はその親から愛情を注がれて育てられていないことも多いのではないか。前の世代がちゃんと子供を育てていなかったから、その子供が親になり虐待をしているのではないか。そう考えると、最近の親に問題があるから虐待が増えていると簡単には言えず、二、三十年前に遡った家庭に原因があったのではないかとも考えられる。

(委員)

負の連鎖とでも言うような傾向にあると思う。子供を虐待している親は、その親から愛情を受けていないと思う。統計的には、昔の方が少年非行は多かったもので、今、悪くなったというのはどうかと思う。いずれにせよ、子供の虐待防止には、地域によるサポートが必要であり、弁護士の間でも市民団体で関係機関と協力してサポートしている弁護士もいる。

(委員)

母親が集まって一生懸命若い母親の子育てをサポートするボランティア活動をしている人もいる。このように社会全体で子育てをしていかなければならないと思う。

(委員長)

家庭内の問題が原因となって非行につながる可能性があるとする、裁判所を含めてどのように対処したらよいかお伺いしたい。

(委員)

地域における協力とはどのようなものがあるか。私は公園で集まっている子供たちを見かけると、こちらから挨拶するよう心がけているが、何か組織だつてすべき

か、個人ができることが何かあるかと考える。

(委員)

大人は、子供を観察する努力が必要なのに、足りないと思う。よく観察をし、良し悪しを見抜く目を養っておけば、褒めてやったり、また、他人の子供でも毅然として叱ることができる。子供に正しい生き方を教えるようにしないといけないが、その努力が欠けている。

(委員)

学生と庄内川の清掃活動のボランティアをしたことがあるが、参加した学生から非常に有意義だったという感想を得た。そういった活動を実施することも地域における協力の一つの方法だと思う。

(委員)

全国の自治体では、間もなく定年を迎える団塊の世代の力をどう活用するかを検討しており、その中で子育てをする若い母親の悩みを聞いたり、清掃活動に参加する等、少年非行の防止に役立つ取組が出てくるのを期待している。

(委員)

子供は3歳くらいまでに感情的なものが形成されるという話を聞いたことがあるが、子供の頃の親子のコミュニケーションが不足しているために、子供が大人になってから対人関係がうまくいかないのではないかと思う。メールをやりとりするのではなく、対人でのコミュニケーションができるような機会を社会で造っていくことで、社会全体で子育てに迷っている親を救うことができるのではないかと思う。

(委員)

最近の少年非行は凶悪化、集団化の傾向があり、そういった子供の家庭では、家庭での教育が幼い頃から機能していないことが多いと感じる。低年齢の子供に対する教育を社会全体で行う必要があり、それによって将来の非行を減らすことにつながると思う。

(委員)

幼稚園や小学校低学年の頃に、大人が子供を自然と共生させて、生命の大切さを教え、強い者が弱い者をいじめてはいけないということをわからせなければならぬと思う。それには、教師や親が子供の問題から逃げてはいけないし、行政の力も必要だと思う。現在では母子家庭で母親が働いている家庭が約70万人、離婚して職を求めている母親が約180万人いると聞いている。ある母子家庭では少年が家に帰ったときに、母親は働きに出ていて不在で、朝子供が家を出るときには母親が寝ているという家庭環境もあると聞いたことがある。こういう子供のいる家庭環境を地域で支えることを考える必要がある。

(委員長)

家庭裁判所は非行が起こった後に関わることになるが、その点で何か御意見があればお伺いしたい。

(委員)

少年審判の審理の過程で少年の更生を図るとすると、その事件の担当の裁判官及び家裁調査官の力量や時間に左右されるところもあると思うが、非行を防止し、親を教育するために、審理の時間や親と接する機会はどの程度あるのか。

(説明者)

少年、親の問題性がどの程度かで審理の時間は異なるが、無制限に時間をとれるわけではないので、限られた時間の中でも最大限の効果を上げられるよう審理の方法を工夫しているところである。

(説明者)

家裁調査官が何回少年と面接する時間がとれるかという問題はあるものの、数多く会えばその少年の問題が改善するともいえない。その少年がどれだけの問題を抱えているかによる。家庭裁判所は決定機関ではあるものの、少年に対する処分の見極めが付かない場合には、一定の期間、その少年の問題性を見極めるために家裁調査官による試験観察を行うこともある。試験観察の期間は概ね4か月前後の場合が多いが、その少年によって期間や方法は異なり、民間の方に預かってもらう補導委

託という制度を利用することもある。少年が補導委託先において、受託者と心を触れ合うことにより、立ち直る例も多い。

(委員)

社会全体が人を赦さなくなっていると思う。凶悪事件に対しては厳しく対応するのが当然であり、被害者もそれを望むことが多いと思うが、最近では、軽微な事件でも法律に該当するからということで型どおりに赦さないとする人も多いと感じる。犯罪を犯したということは、言い方を変えれば失敗したということであるが、程度の差はあれ誰でも失敗はするのだから、赦すということも大切ではないか。検察官には起訴猶予という権限があるが、何でも処罰すればよいということではないと思う。子供の養育に関して言うと、幼い頃は誰でも失敗するので、それを赦して指導することが必要ではないか。それをしないと積もり積もって最後には爆発して非行を犯すことになってしまう可能性があると思う。

(委員)

犯罪被害者の声を大事にするのはよいが、加害者本人の更生、立ち直りという観点からは、あまりそれを強調しすぎるのも問題があると感じている。

(委員)

新たなボランティアの担い手が増えないので、現在ボランティアをされている人の負担が加重になっている。現在、福祉の関係では、長年にわたってボランティアの助けをいただいているが、若い人達にボランティアという意識が薄れてきている傾向にあるのではないかと思う。

(委員)

最近では、夫婦共働きの人も多いことから、ボランティア活動ができない人もいると思う。そうすると、ボランティアとして頼る人は高齢者ということになる。最近では子どもの連れ去りが多くなっているため、高齢者が見回り等をしている例もあると聞いている。

(委員)

若い人の中には正規雇用につけず、夫婦で必死に働いて、生活に余裕がない人も多いと思う。先程話した市民団体では、多くの関係機関と協力しながら、弁護士が一生懸命支援しており、それで立ち直る人もいる。

(委員長)

若い人がボランティア活動を行わないという御意見もあるが、先程、学生と庄内川の清掃ボランティア活動を実施したというお話もあった。その際の参加者の感想などを御紹介いただきたい。

(委員)

参加した学生の感想では、普段スポーツで勝敗を競っているためストレスが多いが、このボランティア活動に参加して、自分はスポーツだけでなく社会の一員としての実感を持つことができ、自信がついたと言っていた。

(説明者)

当庁では、少年と保護者に史跡や公園の清掃奉仕活動に参加してもらうことがある。参加した少年の感想では、作業の跡がきれいになって、充実感があり、気持ちよかったというものが多い。参加した保護者の感想では、子供と一緒に活動したことは久しぶりであり、また、清掃をしながら自然な形で親子の会話ができたととても良かったというものが多い。

(委員)

家庭裁判所は、決定機関であって執行機関ではないから、親子の問題については一時的な関与にならざるを得ない。犯罪を犯した少年に一番欠けているのは、自分が社会にとってかけがえのない人間であるという自尊心であるから、家庭裁判所の少年審判手続が、これを本人に自覚させ、再生、再チャレンジの機会となれば、再非行の防止に役立つものと考えている。

以 上